

生活衛生業界の振興発展と利用者・消費者の利益擁護を図るため「生活衛生関係営業の運営の 適正化及び振興に関する法律」によって、次の17業種の生活衛生同業組合が設立されています

理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、簡易宿所、興行場(映画館)、公衆浴場、一般飲食、すし、めん類、 中華料理、社交飲食、料理、喫茶飲食、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業 (都道府県によっては、組合設立) のない業種もあります。



公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター 公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター

指導センターは生活衛生業と生衛組合の活動をサポートしています 組合に関するお問い合わせはお近くの都道府県指導センターまで

○○県指導センター 検索♪

生衛組合への加入はこんなにお得です!経営に役立ちます!地域との人脈が広がります!

